

羽衣国際大学における名誉教授の 科学研究費補助金（研究成果公開促進費）への応募に関する規程

平成29年9月1日 制定

平成29年9月1日 施行

（趣旨）

第1条 この規程は、羽衣国際大学・羽衣学園短期大学（以下「本学」という。）の名誉教授が、本学において科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）における科学研究費補助金（研究成果公開促進費）（以下「成果公開促進費」という。）に応募する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（応募資格）

第2条 本学の名誉教授で、科研費の研究代表者又は研究分担者として当該補助金事業に応募できる者は次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本学または他大学において、研究代表者又は研究分担者として科研費に応募し、採択された実績がある者。
- (2) 第3条で規定された手続きを経て、本学学長（以下「学長」という。）より応募承認を得た者。
- (3) 第3条で規定された応募承認申請書を提出するまでに本学が定める研究倫理研修を受講し、修了書を学術情報・地域連携センターに提出した者。

（学長による応募資格の付与）

第3条 当該補助金事業に応募する名誉教授は、応募承認申請書（様式第1号）を本学に提出し、学長の承認を得なければならない。

- 2 前項の申請があったときは、本学の教育研究に支障がないと学長が認めた場合に限り、応募を承認するものとする。
- 3 応募承認申請書の提出時期は、成果公開促進費公募締め切りの1ヶ月前までとする。
- 4 学長は第2項の規定により応募を認めた場合には、は学長名の応募承認書（様式第2号）により応募の承認を申請者に通知するものとする。
- 5 応募承認申請書および応募承認書の提出・通知は学術情報・地域連携センターを経由して行う。

（交付決定の報告）

第4条 名誉教授は、成果公開促進費の交付決定がなされた場合には、速やかに交付決定報告書（様式第3号）を学術情報・地域連携センターに提出し、本学に報告しなければならない。

（研究倫理及び規則の遵守）

第5条 名誉教授は、成果公開促進費の交付決定がなされた場合には、科学研究助成事業の助成条件および使用ルール、並びに本学が定める学術研究倫理および規則等を遵守し、研究活動を公正に遂行し、なおかつ成果公開促進費を適正に運用しなければならない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、全学教授会の意見を聴き、学長が決定する。

附 則 この規程は平成29年9月1日より施行する。

応募承認申請書

年 月 日

羽衣国際大学学長 様

申請者

氏名

(印)

「羽衣国際大学における名誉教授の科学研究費補助金(研究成果公開促進費)への応募に関する規程」
第3条第1項の規定に基づき、羽衣国際大学において科学研究費補助金（研究成果公開促進費）に
応募したいので、応募資格の付与を願います。

フリカヽナ 氏 名			
在職中の所属 (他大学を含む)			
在職中に 採択された 最新の科研費 研究課題名		在職中に 採択された 最新の科研費 研究開始年 (西暦)	年
生年月日 (西暦)	年 月 日	応募時点での年齢	歳
研究者番号			
研究成果公開 促進費種目			
研究成果公開 の趣旨と目的 (200字以内)			

応募承認書

年 月 日

(申請者) 様

羽衣国際大学
学長 

年 月 日付で申請のあった、科学研究費助成事業における下記科学研究費補助金（研究成果公開促進費）に本学から応募することを承認します。

なお、応募および研究の実施にあたっては、科学研究助成事業の助成条件および使用ルール、並びに本学が定める学術研究倫理および規則を遵守願います。

記

研究成果公開促進費種目：

以上

採 択 決 定 報 告 書

年 月 日

羽衣国際大学学長 様

申請者

氏 名

(印)

「羽衣国際大学における名誉教授の科学研究費補助金（研究成果公開促進費）への応募に関する規程」第3条第1項の規定に基づき、応募していた科学研究費補助金（研究成果公開促進費）が採択されましたので報告します。

フリカナ 氏名			
在職中の所属			
生年月日	年 月 日	採択時点での 年齢	歳
研究者番号			
研究成果公開 促進費種目名			
内定交付額	千円		